

福生市教育委員会の体制が変わります

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。主な改正内容のうち、一部は経過措置があるものの、本市においては法律の施行と同時に、新たな教育委員会の体制を整備します。

さらに、教育委員会事務局の組織改正も行い、教育委員会とその事務局全体の新たな体制で、教育行政を推進していきます。

このため、新制度移行及び委員の増による条例改正等を、3 月議会において提案する予定です。

1 地教行法の主な改正内容

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1)教育長 | 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置 |
| (2)教育委員会 | 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化 |
| (3)総合教育会議 | すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置 |
| (4)大綱 | 教育に関する「大綱」を首長が策定 |

2 新教育長の設置

教育委員会の代表者で会議の主宰者である委員長と、事務執行の責任者で事務局の指揮監督者である教育長を一本化した新教育長を、経過措置を適用せず、平成 27 年 4 月 1 日の法律施行と同時に設置します。

3 教育委員会委員を 1 名増員

教育委員会は、現在、教育委員 5 人で構成されていますが、この中に教育委員として任命された教育長が含まれています。法律改正後は、教育長は教育委員ではなく、教育長として直接任命されるため、教育長と 4 人の教育委員で構成することになります。

ただし、条例を定めて教育委員を 5 人以上とすることができます。

福生市では、教育委員の多様な意見の反映、教育に関する高度な知見を有する者の選任と併せて迅速な危機管理体制の強化、教育委員会の審議の活性化による施策の充実、新教育長のチェック機能の強化等を図るため、教育委員会委員を 1 人増員し 5 人とする予定です。

【問合せ】庶務課庶務係 電話 042-551-1930